

平成27年度 下水道事業予算の概要

1. 下水道関係予算の概要

2. 新規事項

- (1) 下水道浸水被害軽減総合事業の拡充
- (2) 特定地域都市浸水被害対策事業の創設
- (3) 下水道総合地震対策事業の地区要件の追加
- (4) 効率的汚水処理整備計画策定事業の創設
- (5) 下水道整備推進重点化事業の創設
- (6) PPP/PFI手法を活用した下水道管渠整備の推進

3. 下水道革新的技術実証事業(B-DASHプロジェクト)

4. 行政経費

(参考) 下水道事業予算等の推移

(参考) 東日本大震災からの復旧・復興

(参考) いろは呑龍^{どんりゅう}トンネルによる浸水被害の軽減(京都府)

(参考) 本邦技術の海外展開の推進

平成27年1月

国土交通省水管理・国土保全局下水道部

1. 下水道関係予算の概要

平成27年度国土交通省関係予算について

平成27年度予算については、「東日本大震災からの復興加速」、「国民の安全・安心の確保」、「地域の活性化」及び「成長戦略の具体化」の4分野に重点化し、施策の効果の早期実現を図る。

具体的には、国民の命と暮らしを守り、国土強靱化の取組を推進するため、ハード・ソフトを総動員した防災・減災対策、戦略的なインフラ老朽化対策を進める。また、活力ある地域を形成するため、豊かに暮らせる生活環境の整備を図る。

(単位:百万円)

区分	平成27年度予算額	平成26年度予算額	対前年度倍率 (国費)
	国費	国費	
公共事業関係費(国土交通省計上分)	5,176,655	5,174,645	1.00

社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金

地方公共団体が行う社会資本整備について、基幹的な事業や関連する社会資本整備、効果を促進する事業等を一体的に支援する経費として計上。

また、防災・安全交付金により、「防災・安全」に対して重点的な支援を実施。下水道事業においては、主に①地震対策、②浸水対策、③老朽化対策、④合流式下水道対策を支援。

(単位:百万円)

区分	平成27年度予算額	平成26年度予算額	対前年度倍率 (国費)
	国費	国費	
社会資本総合整備	1,996,554	1,996,419	1.00
うち社会資本整備総合交付金	901,805	912,362	0.99
うち 防災・安全交付金	1,094,749	1,084,057	1.01

※下水道事業に係る費用は、この内数である。

下水道事業費補助、下水道事業調査費等、下水道防災事業費補助

PPP/PFI等民間活力を活用し、未普及対策やエネルギー利用を推進するため民間事業者に直接支援する民間活力イノベーション推進下水道事業(下水道事業費補助)、国が自ら技術実証を行う下水道革新的技術実証事業(下水道事業調査費)及び官民連携して地域の浸水対策を進めるため民間事業者を直接支援する特定地域都市浸水被害対策事業(下水道防災事業費補助)等の推進を図るために必要な予算を計上。

(単位:百万円)

区分	平成27年度予算額		平成26年度予算額		対前年度倍率 (国費)
	事業費	国費	事業費	国費	
下水道事業費補助	2,016	1,062	1,388	720	1.48
下水道事業調査費等	4,086	4,086	4,604	4,604	0.89
下水道防災事業費補助	400	200	0	0	皆増
合計	6,502	5,348	5,992	5,324	1.00

2. 新規事項

安全・安心を守るための防災・減災対策

- 重点的、効果的な防災・減災対策の推進を図るため、
 - ▶**事前防災・減災**を含む重点的な事業の推進
 - ▶**ハード・ソフト**対策の組み合わせや**官民連携**による効率的・効果的な事業の推進の観点から、新規制度等を創設。

<浸水対策>

(1) 下水道浸水被害軽減総合事業の拡充

実際に被害が生じた地区を交付要件としている現行制度の地区要件に、事前防災・減災の観点から「内水氾濫のリスクが高い地域」を追加する。これにより、当該地域の交付対象範囲を拡大し、重点的な支援を行う。

(2) 特定地域都市浸水被害対策事業の創設 官民連携

民間事業者が下水道管理者と一体的な浸水対策を行う計画に基づき、民間事業者が貯留施設等を整備する場合、国が民間事業者を直接支援する制度を創設する。

<地震対策>

(3) 下水道総合地震対策事業の地区要件の追加

平成25年12月に施行された、「首都直下地震対策特別措置法」及び「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に基づく対象地区を、下水道総合地震対策事業の地区要件に追加する。これにより、当該地区の交付対象範囲を拡大し、重点的な支援を行う。

豊かな生活環境・地方の活力を生み出す下水道整備

- 今後、概ね10年程度での汚水処理の概成を実現するため、
 - ▶地域にとって**最適な汚水処理計画**策定の推進
 - ▶**頑張る地方公共団体**の取組の推進
 - ▶地元の企業を含めた**民間企業を最大限活用**した事業の推進の観点から、新規制度等を創設。

<効率的な下水道整備の推進>

(4) 効率的汚水処理整備計画策定事業の創設

初の三省統一マニュアルに基づく都道府県構想の見直しや、事業主体による整備計画（アクションプラン）の策定について支援する。

(5) 下水道整備推進重点化事業の創設

発注方式の見直し等様々な創意工夫を組んだ整備計画（アクションプラン）を策定し、整備を頑張る地方公共団体の交付対象範囲を拡大する。

(6) PPP/PFI手法を活用した下水道管渠整備の推進 官民連携

PPP/PFI手法で管渠を整備する際に、民間事業者の創意工夫を後押しするため、民間事業者を直接支援する制度等により、民間活力の活用を図る。

(1) 下水道浸水被害軽減総合事業の拡充 《 社会資本整備総合交付金 防災・安全交付金 》

～事前防災・減災対策の推進～

局地的な大雨（いわゆるゲリラ豪雨）等の頻発や都市化の進展に伴い、内水氾濫のリスクが増大していることから、実際に被害が生じた地区を交付要件としている現行制度の地区要件に、事前防災・減災の観点から「内水氾濫のリスクが高い地域」を追加する。これにより、当該地域の交付対象範囲を拡大し、重点的な支援を行う。

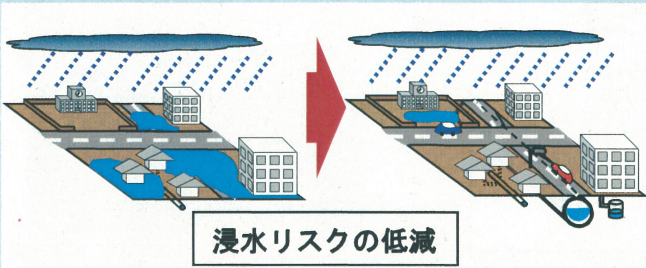
交付要件に追加する地区

現行

○過去10年間に一定規模の浸水被害が生じた地区の再度災害を防止

地区要件の拡充

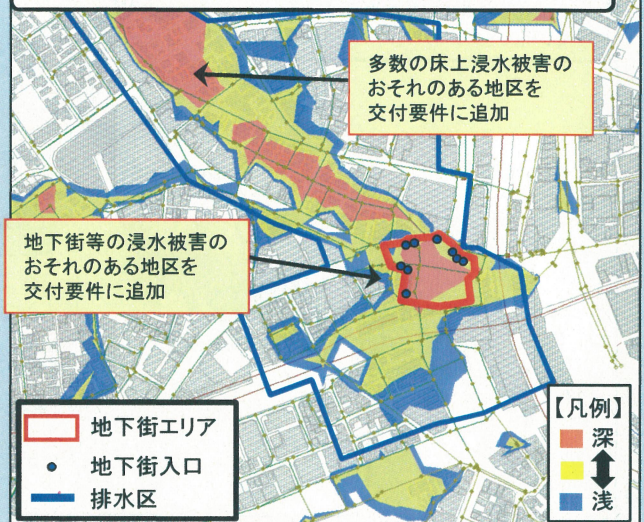
○事前防災・減災の観点から、内水氾濫のリスクが高い地域を交付要件に追加



<追加する地区のイメージ>

・内水浸水シミュレーションに基づき、一定規模の被害のおそれのある地区における浸水対策を支援

内水浸水シミュレーション結果(浸水深さ)※イメージ



(2) 特定地域都市浸水被害対策事業の創設 《下水道防災事業費補助》

官民連携

～民間と連携した浸水対策の推進～

民間事業者が下水道管理者と一体的な浸水対策を行う計画に基づき、民間事業者が貯留施設等を整備する場合、国が民間事業者を直接支援する制度を創設する。

事業のイメージ

迅速に地域の安全度を向上させるため、官民で協議

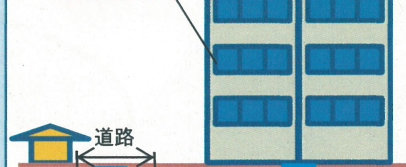


浸水被害軽減の取組を検討

官民の役割分担に基づき浸水対策を実施する場合に、民間事業者と一体的に支援

特定地域都市浸水被害対策事業

再開発のビル等



下水道施設
降雨の影響がなくなった後に、下水道管渠に送水

民間貯留

補助対象

事例(A市の場合)



対策地区の浸水被害

・A駅周辺地区において、官民協働での取り組みとして、下水道整備による1/30対応と併せて開発に伴う民間敷地内貯留施設の設置を進めることにより、1/50対応となる浸水対策を実施予定

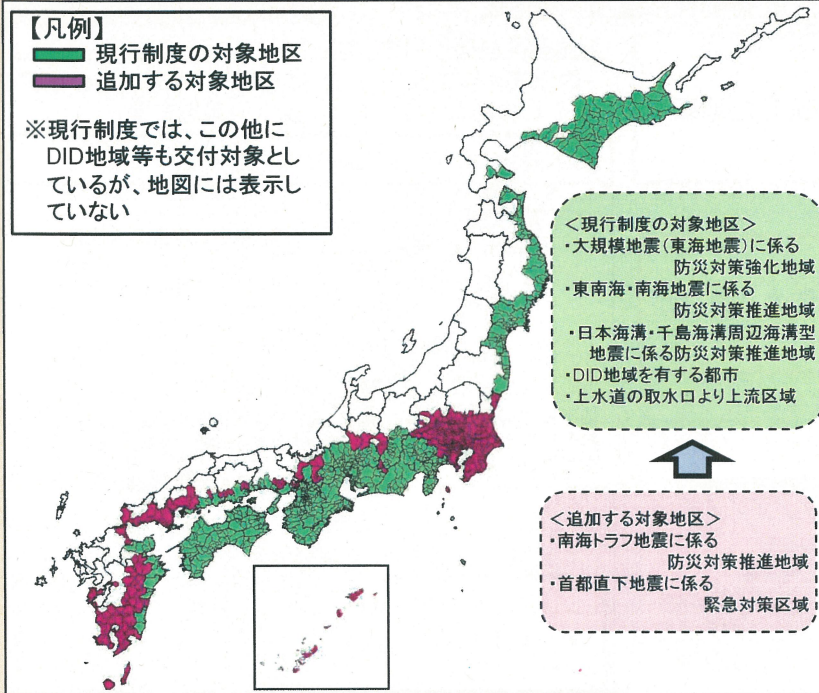
(3) 下水道総合地震対策事業の地区要件の追加 《社会資本整備総合交付金 防災・安全交付金》

～首都直下地震、南海トラフ地震対策の推進～

平成25年12月に施行された、「首都直下地震対策特別措置法」及び「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法※」に基づく対象地区を、下水道総合地震対策事業の地区要件に追加する。これにより、当該地区の交付対象範囲を拡大し、重点的な支援を行う。

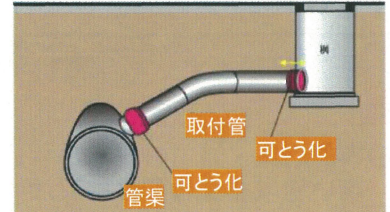
※「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」の一部改正による

地区要件の拡充



事業メニューのイメージ

- ・防災拠点、避難地等と終末処理場を結ぶ管渠の耐震化
- ・緊急輸送路、軌道、河川等の下の管渠の耐震化



- ・マンホールトイレシステムの整備

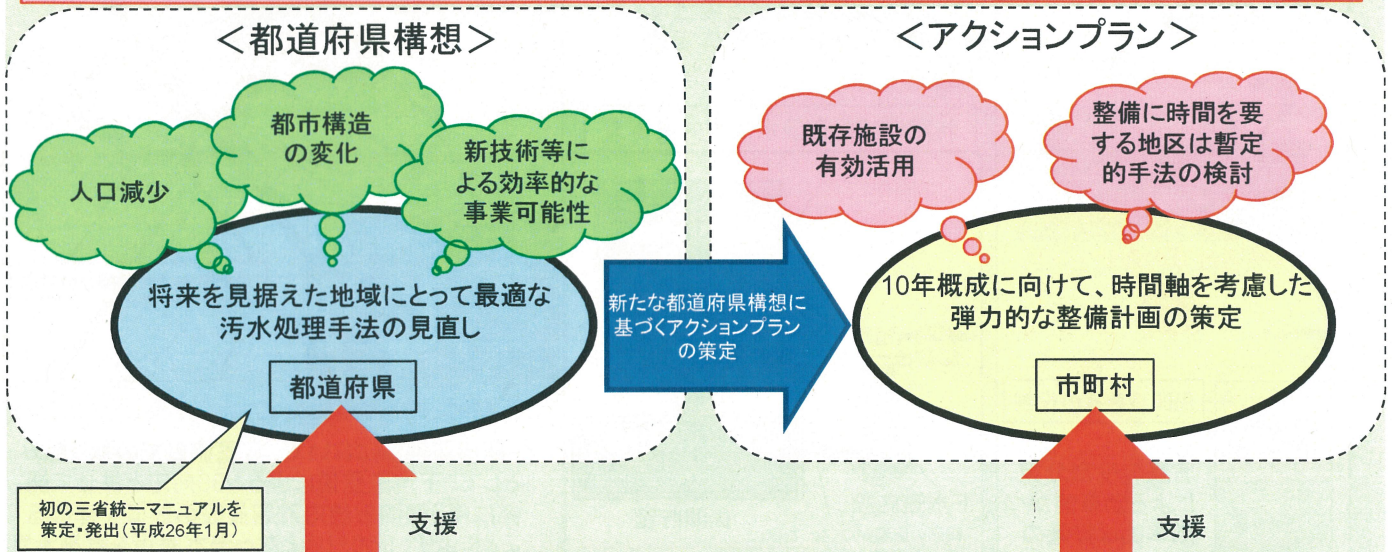


(4) 効率的汚水処理整備計画策定事業の創設 《社会資本整備総合交付金》

～10年概成に向けた汚水処理手法の迅速な見直し～

未だに約1,400万人が汚水処理施設を利用できない状況等を踏まえ、汚水処理施設未普及地域の早期解消(10年概成)に向けて、初の三省統一マニュアルに基づく都道府県構想の見直しや、事業主体による整備計画(アクションプラン)の策定を交付対象に追加する。

10年概成に向けた取組のイメージ

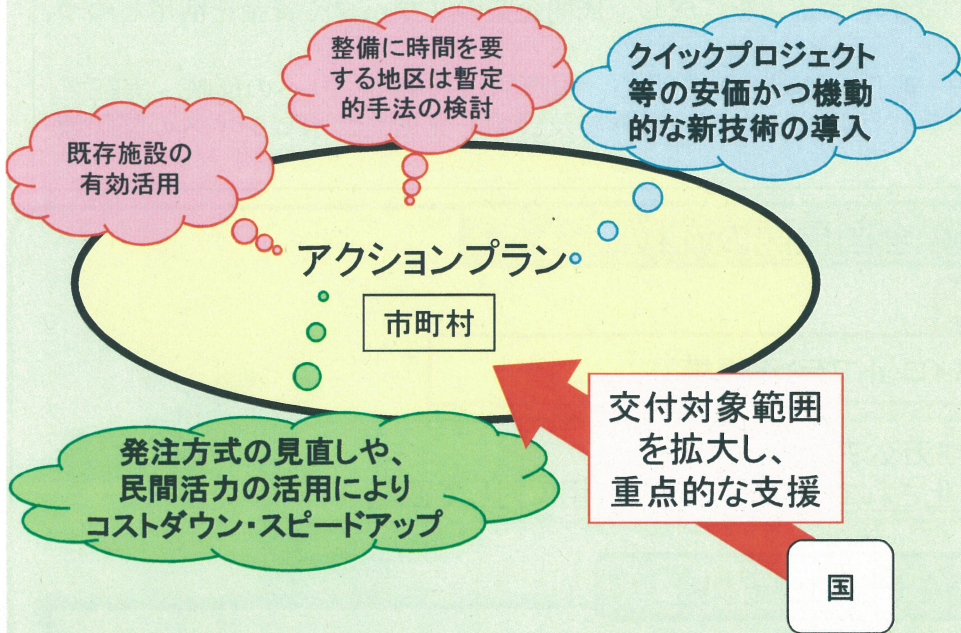


国は地方公共団体が実施する都道府県構想の見直しやアクションプラン策定を支援

(5) 下水道整備推進重点化事業の創設 《社会資本整備総合交付金》

～下水道整備のコストダウンとスピードアップ～

発注方式の見直しや民間活力の活用、安価かつ機動的な新技術の導入等の創意工夫を組み込んだ整備計画（アクションプラン）を策定し、整備を頑張る地方公共団体について交付対象範囲を拡大し、迅速な未普及解消の取組を重点的に支援する。



(6) PPP/PFI手法を活用した下水道管渠整備の推進 《下水道事業費補助 社会資本整備総合交付金》

～民間活力による管渠整備の推進～

PPP/PFI手法で管渠を整備する際に、民間事業者の創意工夫を後押しするため、民間事業者を直接支援するほか、管渠の交付対象範囲を民間事業者が運用しやすい制度とし、民間活力の活用を図る。

官民連携

※PPP(Public Private Partnership)・・・民間資本や民間のノウハウを活用し、効率化や公共サービスの向上を目指す手法

※PFI(Private Finance Initiative)・・・公共施設等の建設、維持管理、運営等に民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用し、効率化やサービスの向上を図る手法

PPP/PFIの活用推進の方策

普及促進を図る上での地方公共団体の課題
・投資余力の低下 ・職員の減少

PPP/PFI手法の導入

民間のノウハウ・資金を最大限活用した
効率的かつ迅速な下水道管渠整備を推進

民間企業のPPP/PFI参入を促す支援策

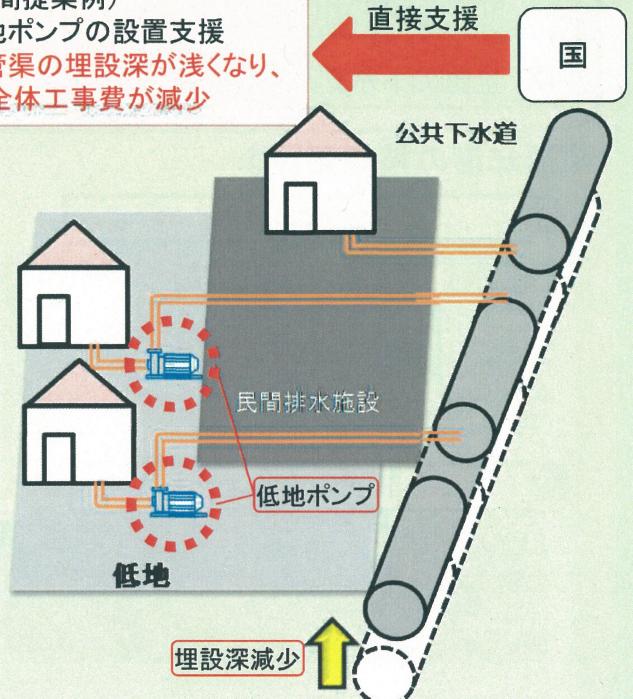
・民間活力を最大限生かすため、民間の提案する事業に対して支援
【民間活力イノベーション推進下水道事業の拡充】

・自由度の高い事業展開を可能とするため、事業費の一定割合を支援する制度の創設

＜民間の提案する事業に対する支援のイメージ＞

(民間提案例)
低地ポンプの設置支援
→管渠の埋設深が浅くなり、
全体工事費が減少

民間事業者に
直接支援



3. 下水道革新的技術実証事業（B-DASHプロジェクト）

《下水道革新的技術実証事業（B-DASHプロジェクト）の概要》

- 下水道における革新的な技術について、国が主体となって、実規模レベルの施設を設置して技術的な検証を行い、ガイドラインを作成し、民間企業のノウハウや資金を活用しつつ、全国展開。
- 新技術のノウハウ蓄積や一般化・標準化等を進め、国際的な基準づくりへの反映、実証プラントをトップセールス等に活用するなど、海外普及展開を見据えた水ビジネスの国際競争力も強化。

革新的技術の全国展開の流れ

民間企業

- 新技術の開発(パイロットプラント規模)

↓

＜地方公共団体＞
一般化されていない技術の採用に対して躊躇

国土交通省(B-DASHプロジェクト)

- 新技術を実規模レベルにて実証(実際の下水処理場に施設を設置)
- 新技術を一般化し、ガイドラインを作成

- ・国土技術政策総合研究所下水道研究部の委託研究として、実証に必要な費用を国が全額負担。
- ・民間企業、地方公共団体等が連携し、実証事業を実施。

地方公共団体

- 全国の下水処理施設へ新技術を導入

《過年度の技術実証》

23

H23実証事業

- ①水処理(高度処理を除く)
- ②バイオガス回収
- ③バイオガス精製
- ④バイオガス発電

24

H24実証事業

- ⑤下水汚泥の固形燃料化
- ⑥未処理下水の熱利用
- ⑦栄養塩(窒素)除去
- ⑧栄養塩(リン)除去回収

25

H25実証事業

- ⑨バイオマス発電
- ⑩管きよマネジメント

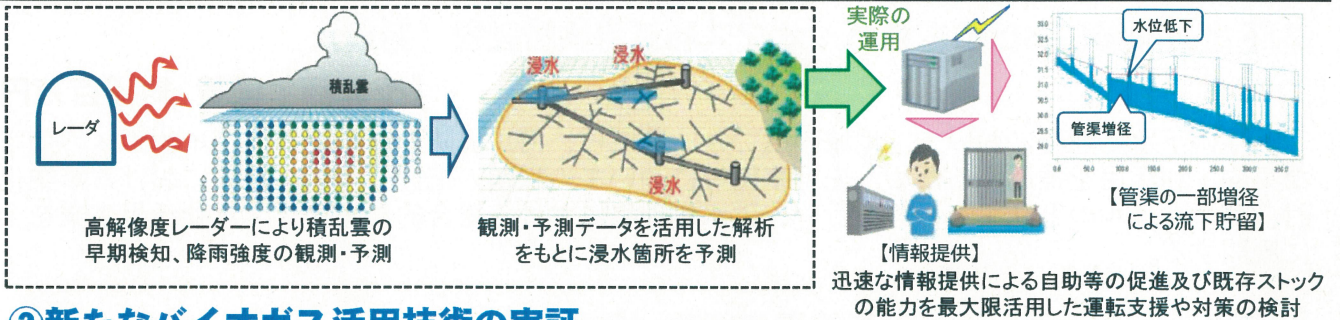
26

H26実証事業

- ⑪水素精製技術
- ⑫省エネ水処理技術
- ⑬ICTを活用した戦略的維持管理

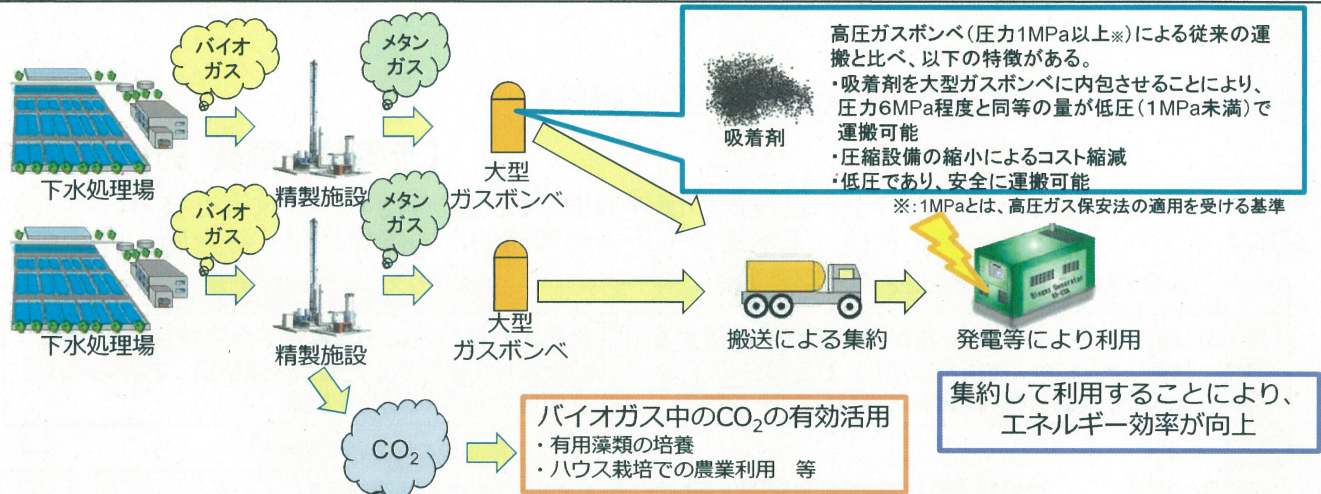
①都市域における局所的集中豪雨に対する雨水管理技術の実証

他分野で実用化されている技術を応用し、従来の下水道分野のレーダーに比べて、安価で小型、かつ観測範囲は狭いがよりメッシュの細かいレーダーを用いた局所的集中豪雨予測、高速流出解析による浸水予測等の技術について、国が主体となって予測精度等を評価することで、都市域における雨水管理技術の高度化を図る。



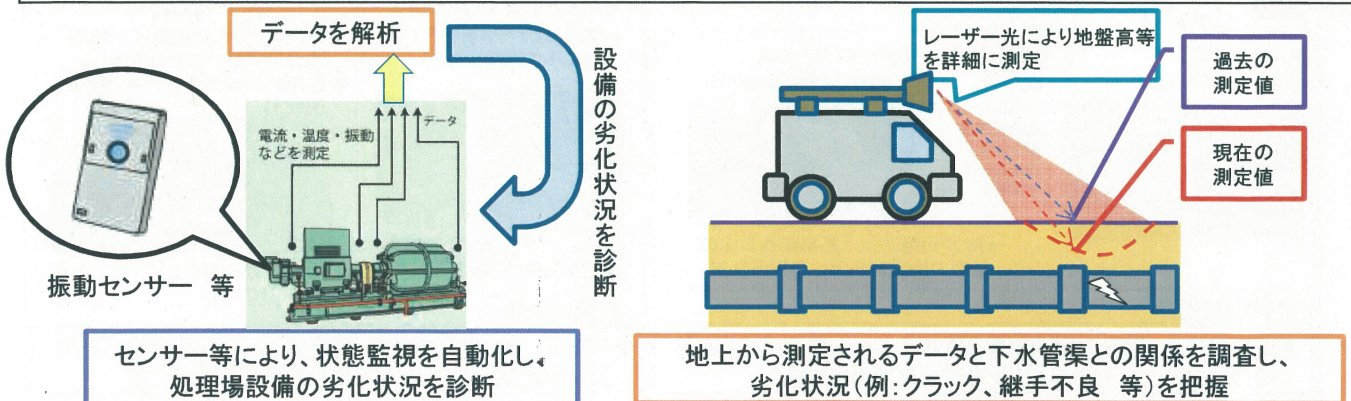
②新たなバイオガス活用技術の実証

複数処理場においてバイオガスを効率的に集約・活用する技術や、下水処理場においてバイオガスからCO₂を分離・回収・活用する技術について、国が主体となって実用性等を評価することで、バイオガスの有効活用を図る。



③効率的な施設の劣化状況把握・診断技術の実証

ICTを活用したモニタリング技術等により、下水道施設の状況を観測・分析し、施設の劣化状況を早期かつ定量的に把握・診断する技術について、国が主体となって複数処理場・処理区域における劣化予測の精度等を評価することで、既存ストックの適切な更新を行うための調査の高度化を図る。



4. 行政経費

①内水浸水被害に対するソフト・自助を含めた減災対策に関する検討経費（新規）

【予算額：国費 約14百万元】

降雨の発生から浸水開始までのリードタイムが短い内水被害の特色を踏まえ、降雨時に下水管内水位等の情報を下水道管理者等から都市施設・地下空間管理者、施設利用者及び地域防災組織等へ迅速に伝えるための手法等の検討を行う。

②下水処理場における総合バイオマス利活用検討経費（新規）

【予算額：国費 約18百万元】

既存の下水処理場において、地域の生ごみ、剪定枝、河川堤防の刈り草等のバイオマスの効率的な集約・利活用を推進するため、先行事例等についての課題の把握、モデル地域における事業化検討、マニュアルのとりまとめ等を行い、下水処理場における総合的なバイオマス利活用事業を全国に展開する。

③防災のための下水道管理手法調査経費（継続）

【予算額：国費 約113百万元】

下水道施設の老朽化をはじめとした下水道施設情報等を効率的に情報共有・集約するため、下水道全国データベースを構築し、老朽化対策の推進に資するとともに、災害時における早期復旧等に活用する。

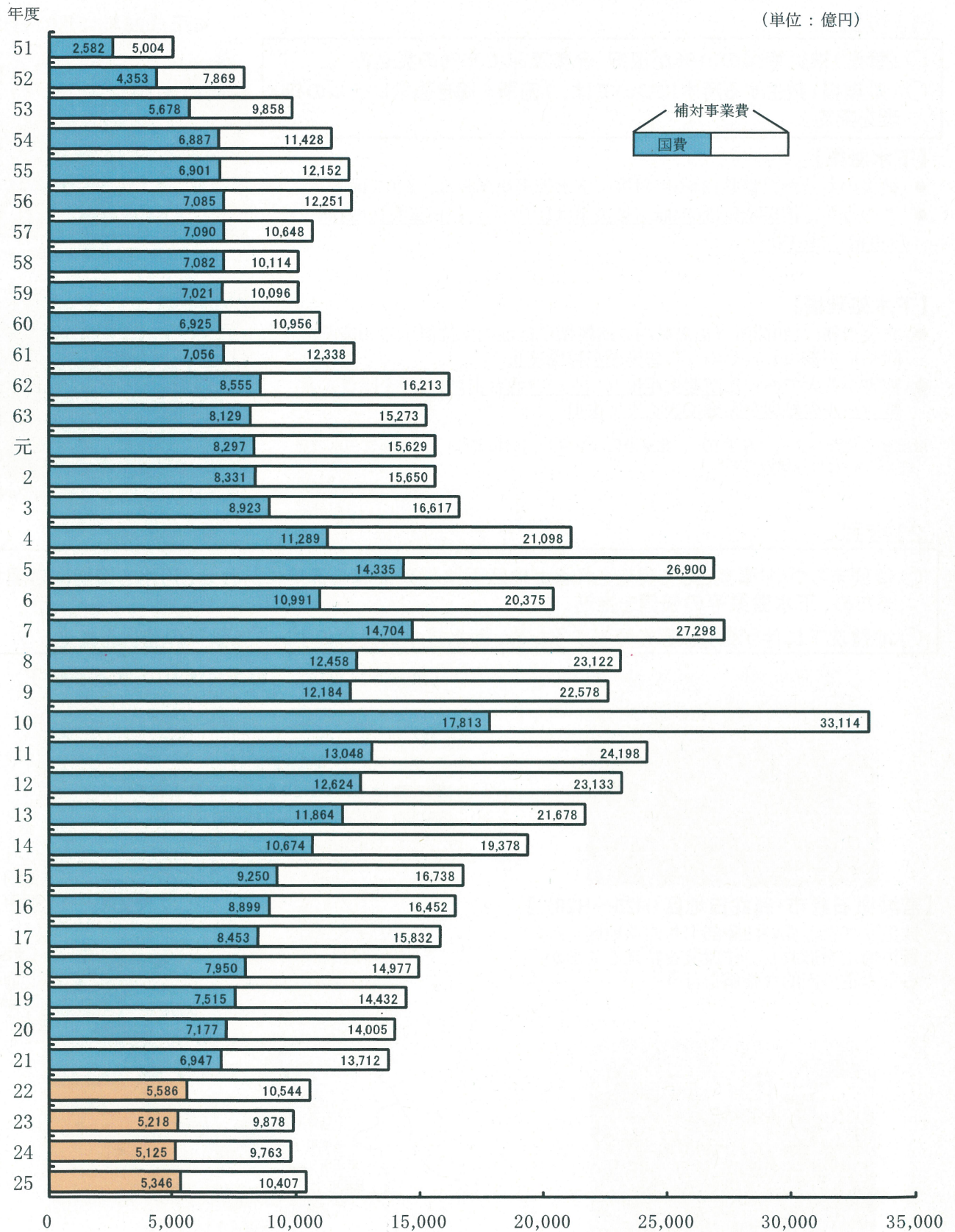
④下水道分野の水ビジネス国際展開経費（継続）

【予算額：国費 約102百万元】

世界的に優位性のある日本の下水道技術の海外展開を促進するため、「政策と技術のパッケージによるプロジェクト形成」及び「下水道システムの戦略的な国際標準化」等を図る。

政策と技術のパッケージによるプロジェクト形成	下水道システムの戦略的な国際標準化
<p>官(国、地方)・民一体となり、我が国の下水道に関する経験、知識、ノウハウ、技術を活用し、上流部分の下水道政策と本邦優位技術を組合せてプロジェクトを形成</p>	<p>世界的に優位性のある本邦下水道技術の国際的位置づけを確立するため、評価手法、マネジメント手法等の国際標準化を推進</p>
<p>ベトナム</p> <ul style="list-style-type: none"> ●建設省との覚書 (H22.12締結・H26.3更新) ●都市間協力 ●推進工法の現地基準策定 (工法普及セミナー(H26.3)) <p>大阪府 -ホーチミン市 -北九州市 -ハイフォン市 -神戸市 -キエンザン省 -川崎市 -ダナン市</p> <p>●下水道関連法制度整備支援 (H26年度実施中)</p>	<p>国際標準化のこれまでの取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ●水分野はISOでも規格開発重点3分野の1つ ●また、日本の知的財産推進計画の「特定戦略分野」の1つ ●下水道分野においては、日本の優位性がある膜処理技術の国際標準化を推進 <p>MF膜(平膜) MF膜(セラミック膜)</p>
<p>インドネシア</p> <ul style="list-style-type: none"> ●人材育成支援 (推進工法研修(H25.2)) ●覚書の締結 (H25.9) ●トップセールス (国交大臣の訪印(H25.12)) <p>社会資本整備分野の協力促進に関する覚書</p> <p>→チリウ川地下放水路事業へ日本の推進工法関連企業の参画が決定</p>	<p><我が国が関与する下水道分野のISO規格関連の動向></p> <p>下水汚泥の処理・処分に關する専門委員会(TC275)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●第2回TC275会合をカナダ・トロントで開催(H26.9) ●第2回TC282会合をリスボンで開催(H26.11) <p>水の再利用に關する専門委員会(TC282)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●TC282で幹事国に決定(H25.6)(水分野においては日本初) ●第1回TC282会合を日本で開催(H26.1)
<p>今後の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ●東南アジア、中東の重点対象国を中心に、人材育成支援、基準・規格の策定支援により下水道案件形成を展開 	<p>今後の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ●TC275、TC282において、日本の強みである再生水技術及び汚泥処理技術の規格化に向けた議論を主導

(参考) 下水道事業予算等の推移



- (注) 1. 12年度以前は、住宅宅地関連公共施設整備促進事業等を含む。
 2. 17年度以降は、汚水処理施設整備交付金の実績額を含む。
 3. 21年度以前は、国土交通省下水道部が当該年度に配分した国費（補正予算を含む）の集計値である。
 4. 22年度以降は、地方公共団体が当該年度に執行した国費の集計値である。

(参考) 東日本大震災からの復旧・復興

(1) 復旧

- (管渠)被災管渠の91%が復旧(今年度末で98%の見込み)。
- (処理場)発生する汚水については、1箇所を除き通常レベルの処理を実施。

【下水管渠】

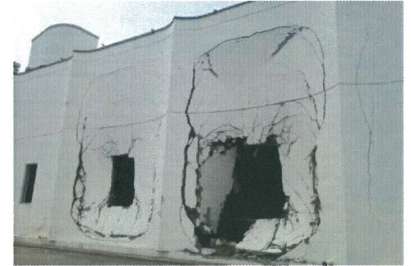
- 被災のあった11都県134市町村等の下水管渠総延長は、約65,000km
- このうち、被災延長は684km(被災率は1.1%)、復旧延長は621km(復旧率は91%)

【下水処理場】

- 震災当初は120箇所(福島県内の避難指示区域内に位置する9箇所を除く)が被災し、そのうち48箇所が稼働停止
- 被害が甚大であった南蒲生浄化センター(仙台市)1箇所を除き、通常レベルの処理を実施できるまで復旧

※雄勝浄化センター(石巻市)、北泉浄化センター(南相馬市)の2箇所は汚水の発生がないため稼働の必要なし

<平成26年12月31日現在>



【波圧による破損(仙台市南蒲生浄化センター)】



【液状化により隆起したマンホール(浦安市)】

(2) 復興

- 復興まちづくり事業として実施される土地区画整理事業等の進捗にあわせ、汚水を適切に処理するため、下水管渠等の整備を推進。
- 地盤沈下に伴う浸水被害を軽減するため、雨水排水のためのポンプ施設等の整備を推進。



【宮城県石巻市・新蛇田地区(H25~H28)】

被災リスクの低い内陸部(新蛇田地区)へ新市街地を形成し、住環境を整えることから下水道の面的な整備を行う



【福島県相馬市・尾浜地区(H24~H27)】

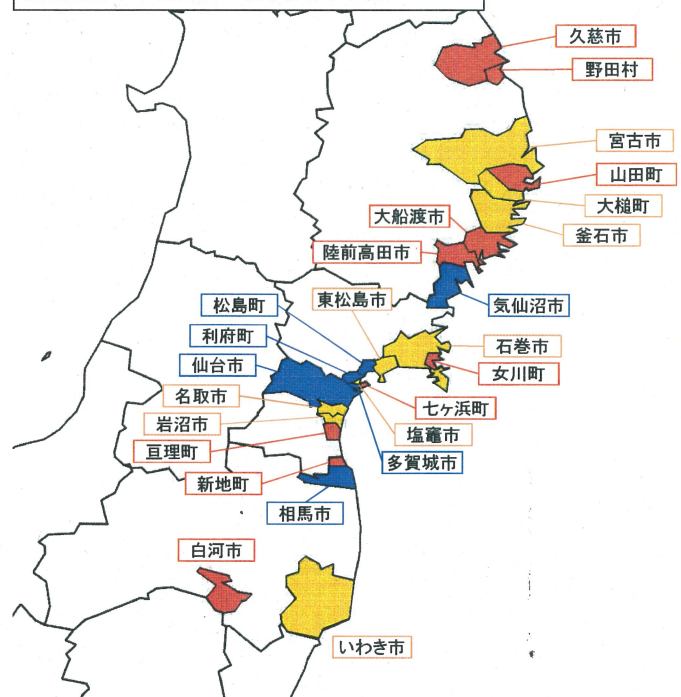
東日本大震災に伴う地盤沈下によって排水機能が損なわれた既存市街地について、排水路、排水機場の整備を行う

【東日本大震災からの復興状況(下水道事業)】

【復興】

凡 例(復興交付金事業実施状況)

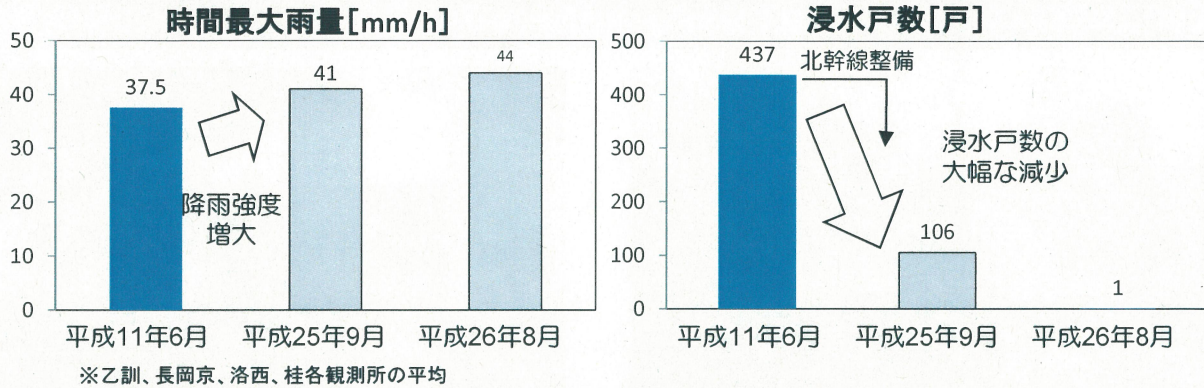
- 土地区画整理事業等関連事業(10箇所)
- 雨水排水対策事業(6箇所)
- 区画整理等+雨水排水(9箇所)



どなりゅう

(参考) いろは呑龍トンネルによる浸水被害の軽減 (京都府)

○京都府では、平成7年から京都市、向日市、長岡京市に排水区域を持つ雨水貯留施設として「いろは呑龍トンネル」の整備に着手し、平成23年に北幹線が完成。南幹線については、現在建設中。
 ○平成26年8月の豪雨は、平成11年6月の豪雨より雨量が大きかったにもかかわらず、浸水戸数は436戸減少(約99%減少)。



浸水発生年月日	浸水戸数
平成 2年9月12日～19日	約810戸
平成 3年7月15日～20日	約570戸
平成 5年7月 4日～ 5日	約400戸
平成11年6月23日～27日	約480戸
平成11年6月29日～30日	約440戸

完成した北幹線管渠

幹線名	事業費
北幹線	約250億円
南幹線	約200億円(予定)

凡例

- 過去の浸水箇所(S62～H3、H11)※1
- H25. 9. 15台風18号浸水箇所
- いろは呑龍トンネルの排水区域

※1 S62～H3、H11に「いろは呑龍トンネル」の排水区域及びその周辺で発生した浸水被害箇所を示す

(参考) 本邦技術の海外展開の推進

- 2013年1月にジャカルタで発生した大洪水を受けて、大統領命令で「チリウン川地下放水路建設事業（ジャカルタ特別州）」を事業化。
- 2014年1月に本事業への本邦企業の参画が決定。
- 本邦推進工法の優位性を紹介するとともに、技術協力の実施表明など良好な政府間関係を構築。

浸水被害の状況(平成25年1月17日)



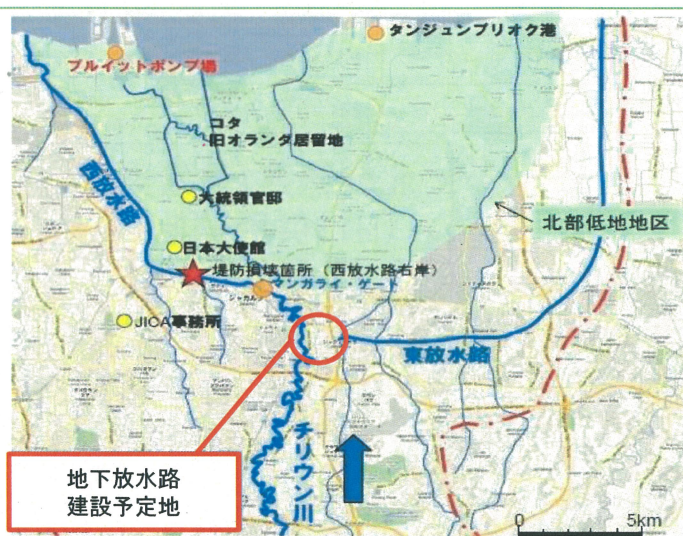
大使館前の道路状況



ユドヨノ大統領の視察

チリウン川地下放水路建設事業の概要

- 事業者: インドネシア公共事業省
(事業費負担もインドネシア政府)
- 受注者: 尼国営企業のウィジャヤカリヤ(WIKA)
※機動建設工業・ヤスタエンジニアリング・
イセキ開発工機の本邦企業JVが
WIKAと契約締結(平成26年1月)
- 事業規模: 事業費約50億円
- 事業内容: 内径3,500mm 延長約1.3km×2本
(下水道推進工法)
- 進捗状況: (2014年)設計、準備工開始
(2015年)掘進機発進予定



下水道推進工法

<特徴>

- ・道路を掘り返すことなく下水管の整備が可能
- ・長距離スパン、カーブでも下水管の整備が可能



政府間対話の実施状況

- 国土交通省とインドネシア公共事業省との間で、社会資本整備分野の協力促進に関する覚書を締結(H25.9)。下水道も協力分野の一つ。
- H25～H26の間に日尼政府間協議等を7回開催。
- 政策対話等により、下水道事業早期実施のための財政制度等について日本の経験を共有。



第2回目・インドネシア建設次官級会合(平成26年11月)

(参考) 平成27年度予算における新規制度等

- ①下水道浸水被害軽減総合事業の拡充
- ②特定地域都市浸水被害対策事業の創設
- ③下水道総合地震対策事業の地区要件の追加
- ④効率的汚水処理整備計画策定事業の創設
- ⑤下水道整備推進重点化事業の創設
- ⑥PPP/PFI手法を活用した下水道管渠整備の推進

① 下水道浸水被害軽減総合事業の拡充

1. 背景・目的

近年、局地的な大雨（いわゆるゲリラ豪雨）等の頻発や都市化の進展に伴い、短時間に大量の雨水が流出し、内水氾濫のリスクが増大している。

特に内水氾濫のリスクが高い地域については、事前防災・減災の観点から、効率的かつ効果的に浸水に対する安全度を早急に高め、安心して都市活動ができるように被害の最小化を図る取組みを推進する必要がある。

2. 概要

事前防災・減災対策推進の観点から、現行制度の地区要件に「内水氾濫のリスクが高い地域」を追加する。

また、コンパクトなまちづくりと連携した浸水対策を支援するため、都市再生特措法に基づく都市機能誘導区域について下水道管渠の交付対象を拡充する。

(1) 追加する支援対象

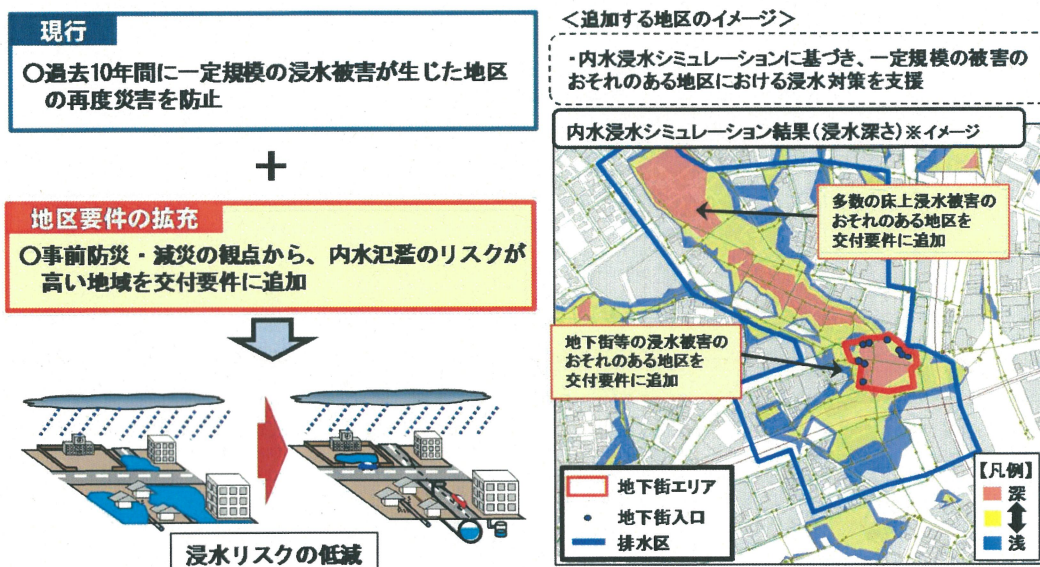
過去の浸水実績は無いが、浸水シミュレーション等により内水氾濫のリスクが高い地域。

(2) 支援内容

現行制度の支援メニュー

(下水道管渠の交付対象範囲を拡充（都市機能誘導区域はさらに拡充）、情報版・止水板の設置支援等)

《下水道浸水被害軽減総合事業の拡充のイメージ》



② 特定地域都市浸水被害対策事業の創設

1. 背景・目的

近年、いわゆる「ゲリラ豪雨」が頻発していることなどに対し、ターミナル駅前周辺等の都市機能が集積した既成市街地において、より一層高い浸水安全度が求められている。一方このような地区では、地下に水道、地下鉄等が輻輳していることが多く、下水道整備のみでは、早期に浸水被害を解消することが困難な場合がある。

このため、民間事業者にも一定の役割・負担を求めながら、官民連携により効率的な浸水対策を実施するための枠組みを構築する必要がある。

2. 概要

都市機能が集積した区域において、下水道管理者等が策定する計画に基づき、下水道管理者及び民間事業者が各々担う対策目標を達成するための下水道施設の整備及び民間貯留施設等の整備に係る費用に対する支援を行う。

(1) 支援対象

下水道整備のみでは目標が達成できない都市機能が集積した区域において、民間事業者の雨水貯留施設を活用して、一定の地区の浸水対策を実施する地方公共団体および民間事業者。

(2) 支援内容

民間施設整備への国庫補助額は、以下のいずれか低い額とする。

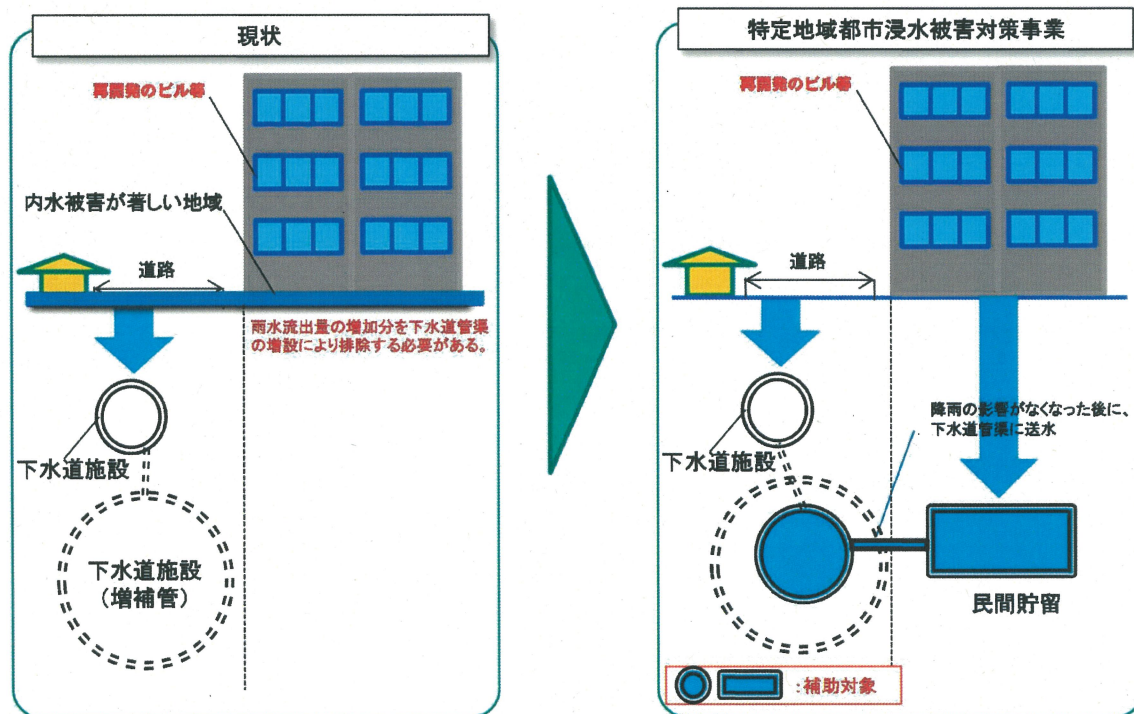
I. 民間施設の整備に要する総費用の1/3の額

II. 民間事業者に対し地方公共団体が整備費を一部負担する額

III. 民間事業者の提案により削減された下水道事業の整備費の金額のうち、国庫補助負担分に相当する額

なお、地方公共団体の負担額については、民間施設の整備に必要な土地の賃料等を充てることもできるものとする。

《特定地域都市浸水被害対策事業のイメージ》



③ 下水道総合地震対策事業の地区要件の追加

1. 背景・目的

下水道の地震による被災が市民生活や公衆衛生等に重大な影響を及ぼすことに鑑み、重要な下水道施設の耐震化を図る「防災」と被災を想定して被害の最小化を図る「減災」を組み合わせた総合的な地震対策を実施している。

平成25年11月29日に「首都直下地震対策特別措置法」が制定、及び「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」が改定されるなど、大規模地震に対する防災・減災対策を早急に実施する必要がある。

2. 概要

現行制度の地区要件に、「首都直下地震対策特別措置法」及び「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に指定された緊急対策地区・防災対策推進地域を追加する。

(1) 追加する支援対象

「首都直下地震緊急対策地区」及び「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定された地域の地方公共団体。

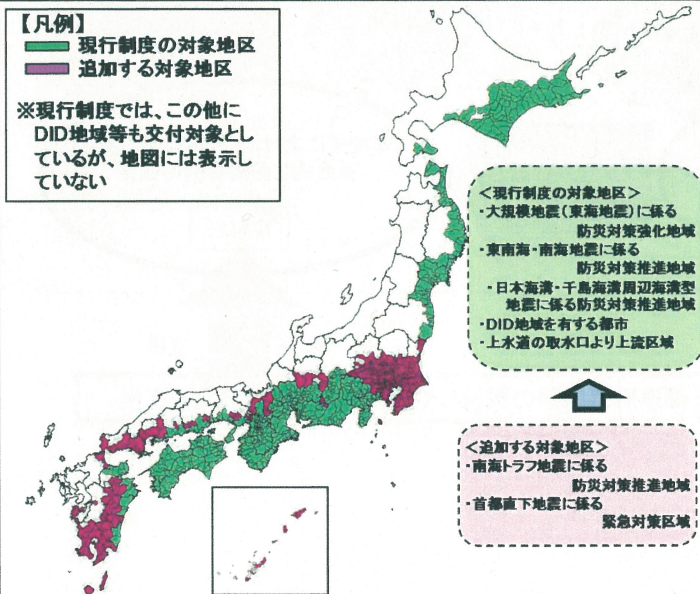
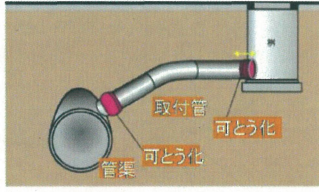

※「南海トラフ地震防災対策推進地域」は「東南海・南海地震防災対策推進地域」からの拡充。

(2) 支援内容

現行制度の支援メニュー

(地域防災計画に位置付けられた施設(防災拠点及び避難地)並びに高齢者・障害者等要援護者関連施設と終末処理場とを接続する管渠の耐震化事業等)

《下水道総合地震対策事業の地区要件の追加のイメージ》

地区要件の拡充	事業メニューのイメージ
<p>【凡例】</p> <ul style="list-style-type: none">■ 現行制度の対象地区■ 追加する対象地区 <p>※現行制度では、この他にDID地域等も交付対象としているが、地図には表示していない</p>  <p><現行制度の対象地区></p> <ul style="list-style-type: none">・大規模地震(東海地震)に係る防災対策強化地域・東南海・南海地震に係る防災対策推進地域・日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る防災対策推進地域・DID地域を有する都市・上水道の取水口より上流区域 <p><追加する対象地区></p> <ul style="list-style-type: none">・南海トラフ地震に係る防災対策推進地域・首都直下地震に係る緊急対策区域	<p>・防災拠点、避難地等と終末処理場を結ぶ管渠の耐震化</p> <p>・緊急輸送路、軌道、河川等の下の管渠の耐震化</p>  <p>・マンホールトイレシステムの整備</p> 

④ 効率的汚水処理整備計画策定事業の創設

1. 背景・目的

汚水処理人口普及率が89%となり、全ての国民に根幹的インフラである汚水処理サービスを早期に提供する必要があることなどを踏まえて、汚水処理施設整備の10年概成を図るため、地方公共団体に対し新たなマニュアル（平成26年1月）に基づく都道府県構想の見直しとアクションプランの策定を要請している。

このため、汚水処理施設の効率的整備の観点からの都道府県構想見直しやアクションプラン策定に必要な費用について期限を設けて支援することで、汚水処理施設未普及地域の迅速な解消を図る。

2. 概要

地方公共団体が実施する都道府県構想見直しやアクションプラン策定を推進するため、期限を設けて見直し等に必要な費用を支援する。

(1) 支援対象

都道府県構想の見直しやアクションプランの策定を実施する地方公共団体。

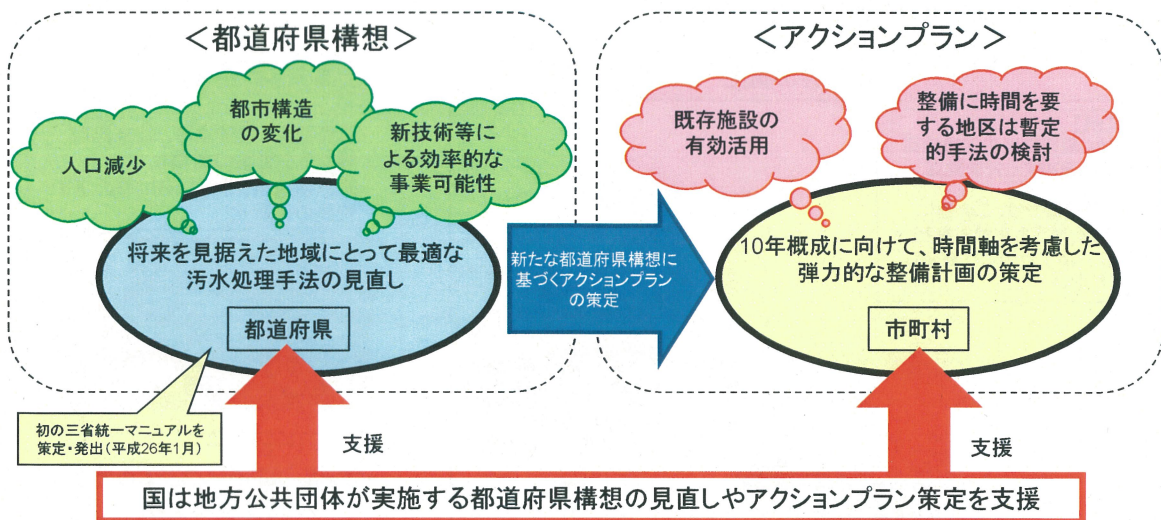
(2) 支援内容

都道府県構想の見直しやアクションプランの策定及びそれらに係る調査業務等を支援する制度（国費率1/2）

(3) その他

本制度については期間を限定して実施することを想定している。

《効率的汚水処理整備計画策定事業のイメージ》



⑤ 下水道整備推進重点化事業の創設

1. 背景・目的

汚水処理を今後10年で概成するためには、都道府県構想の見直しやアクションプランの策定により事業の効率化を図るとともに、発注方式などあらゆる工夫によって事業に要する費用の徹底的な効率化を図る必要がある。

このような徹底したコスト削減を図る地方公共団体を積極的に支援するために、一定の基準を満たすアクションプランを策定して実施する地方公共団体の下水道管渠の交付対象範囲を拡大する。

2. 概要

適正な計画区域見直しの下で、安価かつ機動的な新技術の導入や、発注方式の見直し、民間活力の活用等の創意工夫を組み込んだ整備計画（アクションプラン）を策定した地方公共団体について管渠の交付対象範囲を拡大し、迅速な未普及解消の取組を重点的に促進する。

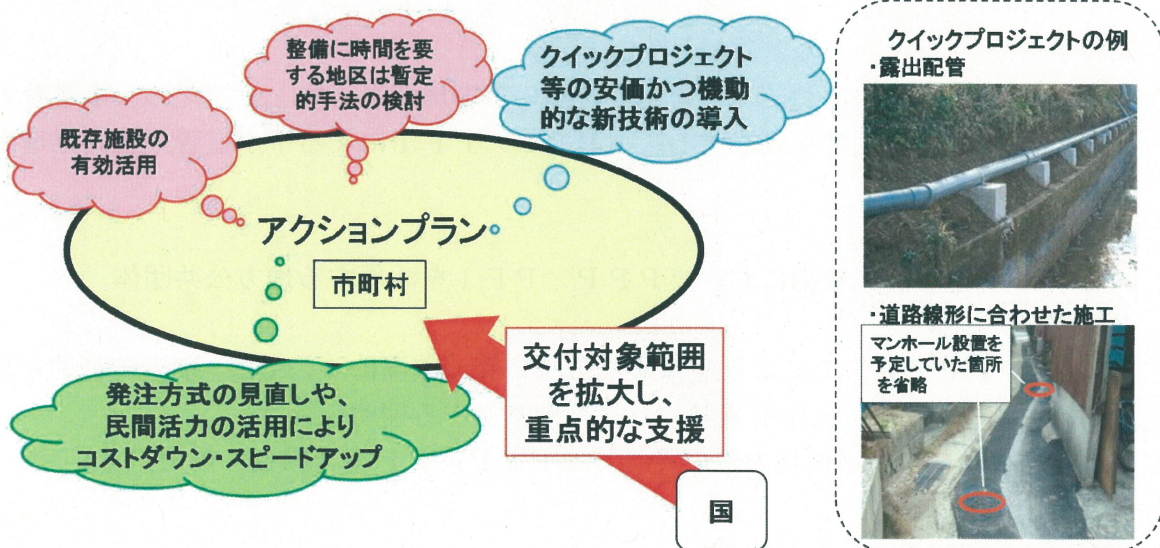
(1) 支援対象

アクションプランに基づき一定のコスト水準以下の下水道整備を実施する地方公共団体。

(2) 支援内容

下水道管渠の交付対象範囲を拡大する制度

《下水道整備推進重点化事業のイメージ》



⑥ PPP/PFI手法を活用した下水道管渠整備の推進

1. 背景・目的

下水道の早期概成を推進するにあたり、地方公共団体は投資余力の低下や職員の減少等の課題を抱えている。これらの課題を解決するため、管渠整備におけるPPP/PFI手法の導入を推進し、民間のノウハウ・資金を最大限活用することで、効率的かつ迅速な下水道管渠整備が期待される。

そこで、PPP/PFI手法で管渠整備をする際に、民間事業者の創意工夫を後押しするため、民間事業者を直接支援するほか、管渠の交付対象範囲を民間事業者が運用しやすい制度とし、民間活力の活用を図る。

2. 概要

- ① 下水道事業と一体の事業として民間事業者が提案する事業（排水設備設置の助成等）に対して、国が直接支援を行う。（民間活力イノベーション推進下水道事業の拡充）

(1) 追加する支援対象

下水道管渠整備事業を対象に加えるとともに、下水道施設の整備と一体に民間が整備する排水施設等の施設に係る費用を補助対象に追加する。

(2) 支援内容

PPP/PFIによるVFM(国費の縮減額)の範囲内で民間施設整備に補助を行う。

- ② PPP/PFI手法において、自由度の高い事業展開を可能とするため。事業費の一定割合を支援する制度を創設する。（PPP/PFIによる下水道管渠整備推進事業の創設）

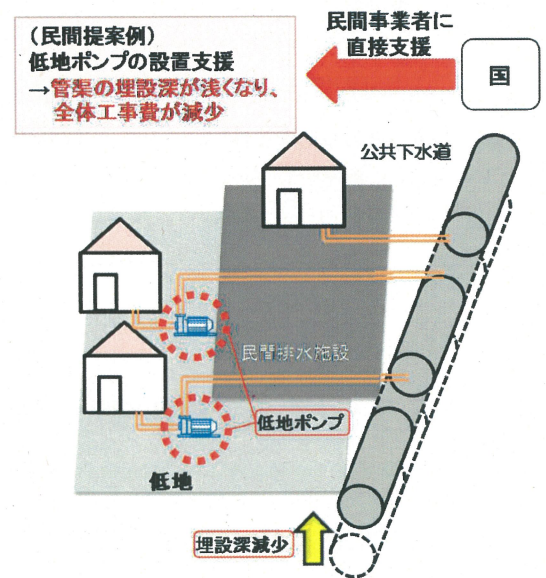
(1) 支援対象

下水道の管渠整備においてPPP/PFIを活用する地方公共団体。

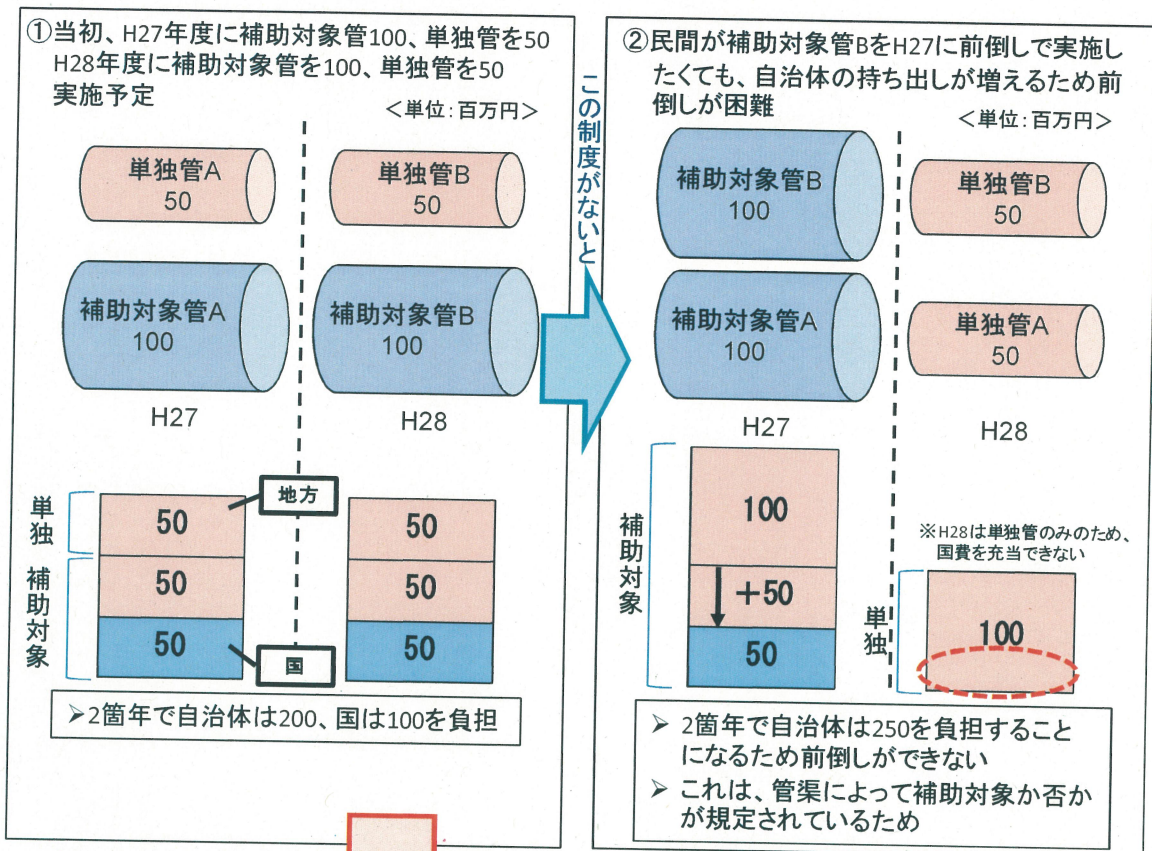
(2) 支援内容

PPP/PFIにより整備する区域の管渠整備については、別表の補助対象の範囲によらず、全体事業費の一定割合に対する補助を行う。

(すなわち、新市街地方式の考え方をPPP/PFIの場合に採用する)



《PPP/PFIによる下水道管渠整備推進事業のイメージ》



もし、この制度があると

